

議会運営委員会会議録

(令和5年7月28日)

愛南町議会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和5年7月28日(金)
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	吉村直城	副委員長	尾崎恵一
委員	吉田茂生	委員	石川秀夫
委員	金繁典子	委員	山下正敏

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長 佐々木史仁

傍聴委員外議員

議員 少林法子

職務のため出席した者

議会事務局長	本多幸雄	局長補佐	小松一恵
局長補佐	藤本吉信		

説明のため出席した者

なし

本日の委員会に付した案件

- (1) 傍聴規則について
- (2) その他

開会 11時42分
閉会 11時55分

○尾崎副委員長 はい。皆さんお疲れさまです。おそろいになりましたので、早速始めたいと思います。委員長、挨拶をお願いします。

○吉村委員長 引き続き、議会運営委員会を開催いたします。どうか皆さんの建設的な御意見を頂戴いたしまして、短時間で終了いたしたいと思います。よろしくお願いいたしまして挨拶と代えさせていただきたいと思います。

○尾崎副委員長 それでは、早速協議事項に入りますが、進行取りまとめ、委員長、よろしくお願いいたします。

○吉村委員長 それでは、早速でございますが、協議事項について入らせてもらいます。

まず、傍聴規則について、このタブレットの議会資料1をお目通し願いたいと思います。事務局の説明を求めます。

本多事務局長。

○本多事務局長 議会資料の1を御覧ください。まず冒頭、規則の、根拠等について確認をさせていただきたいと思います。傍聴規則につきましては、その資料にありますとおり、地方自治法の第130条に根拠がございます。読み上げさせていただきます。

第130条、会議の傍聴、傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができる。

2、傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

3、前2項に定めるものを除くほか、議長は、会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならない。

この第3項のほうに根拠規定がございます。

続いて、傍聴手続の県内の状況について簡単に説明をさせていただきます。

まず、受付の方法なんですけども、名簿に記載をさせている状況が8市4町です。次に、個票に記載をさせている状況が2市5町です。で、申出というのは、委員会の事務局のほうに申出をしていただくという手続だけのところが1市ということになります。ちなみに愛南町は個票に記載ってことで、その5町の中に含まれております。申出の1市というのは松山市のことでございます。

続いて記載事項なんですけども、住所、氏名を記載させているのが7市1町、氏名、住所、年齢を記載させているのが2市8町、4項目、氏名、住所、年齢、連絡先を記載させているのが1市で、何の記載もないのが1市です。なしの1市というのは松山市のことでございます。愛南町につきましては、住所、氏名のみの1町が愛南町のことでございます。

愛南町議会におきましては、平成31年3月に受付簿を個票に変更しまして、年齢の記載を廃止する規則の改正を行っております。

以上です。

○吉村委員長 事務局から今説明がいただいたとおりなんですけども、この件については、これ皆さん、これ議運で、協議会でもありましたように、議運で決定しなきゃいけないんですけども、どうですか、これ。

はい。

○石川委員 愛南町の議会傍聴規則、受付簿に記入していただいて、それには多分、氏名、年齢

を受付簿に記入するとなっています。そのあと傍聴券を交付することができるということにはなっているんですが、傍聴券は出していないですよ、今は。確認だけですけど。

○吉村委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 まず1点訂正をさせていただきます。先ほど説明した中で、4項目について、私、氏名、住所、年齢、連絡先と申しあげましたけども、連絡先ではなくて、すいません、職業でした。申し訳ございませんでした。

あと、今の御質問なんですけども、愛南町におきましては、記載させているのは、あくまでも住所と氏名だけです。で、傍聴券については、別途議長が配付することができるんですけども、今まで傍聴券を配付したことはございません。

以上です。すいません、1件だけ、過去の図書館の検討委員会のときに一度だけ傍聴券を配付したことがあるということです。

以上です。

○吉村委員長 石川委員。

○石川委員 愛南町議会傍聴規則の第4条に、自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならないとなっているんですが、年齢は今は書いていないということですか。

○吉村委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 先ほど御説明したように、平成31年の3月に規則の改正を行いまして、現在は住所と氏名のみの記載ということになっております。

以上です。

○吉村委員長 よろしいですか。

石川委員。

○石川委員 ちょっと記載のことだけなんですけど、ホームページに載っている傍聴規則は改正されていないものが載っているということでよろしいのでしょうか。

○吉村委員長 そこ確認できる。

局長。

○本多事務局長 はい、すいません。私、今そのホームページの、規則のほうはまだ見ていないので確認できていないんですが、もし年齢が記載されているのでしたら、それは誤りですので、訂正をさせていただきます。現在は年齢は入っておりません。

以上です。

○吉村委員長 よろしいですか。

はい。

○尾崎副委員長 石川委員、2ページのことやろ、このタブレットの。

(発言する者あり)

○吉村委員長 ということです。よろしいですね。そしたら、これもう結論よりも、もうこれ、それに合わせて、これを、事務局直すような方向でいいんじゃないですか。

事務局長。

○本多事務局長 改正する方法につきましても、いろいろとありまして、例えば先ほど言った松山市なんかについては、全くその申出だけで済ませているところもありますし、議長会を通じて、全国の議長会のほうにも例について調査といいますか聞いてみたんですけども、全国で

も住所、氏名等を除くという例は少ないようです、松山市のように申出だけのところについてはですね。なぜかという、それは傍聴席を監視する警備員等がいて、しっかりと管理ができていう前提があるという話をさせていただきました。なので、そういった状況も踏まえながら、改正をさせていただきたいと思いますので、次回、またちょっと事務局のほうでこういった例がありますよっていうことを提示させていただいて、協議させていただければと思います。

以上です。

○吉村委員長 今、局長のほうから説明ありましたように、松山市の、これ市ですけども、例もありますけども、説明どおりにちょっと内部で協議して、次回の議会運営委員会で決定するというところでよろしいですか。

金繁委員。

○金繁委員 その件についてと、関連して、福島町議会視察研修を踏まえた検討としてこの傍聴規則の改正挙げられているんですが、これは傍聴者に名簿を書かせるなど、であって、その名簿のことだけではなく、福島町議会では、子供、幼児を含む子供の傍聴を認めるとか、あと写真、録画、録音などを認めるなど、傍聴者を議会が管理するので、監視するのではなくて歓迎するという視点から、これは福島町だけじゃないんですけども、こういう録音・写真、子供・幼児を含む傍聴を許すっていうことを私は検討していただけたらと思っています。その点についてどうでしょうか。

○吉村委員長 今、金繁委員から出たんですけども、私、視察行っていないんで。

山下委員。

○山下委員 これも次の議運で事務局から説明があるんで、それに加えてやったらどうですか。

○吉村委員長 はい。吉田委員。

○吉田委員 先ほど某議員に対して、ここに傍聴された方が、もう本当に暴力になるんじゃないかぐらいの勢いで、なんかいろいろこうしていました。

○吉村委員長 ちょっとちょっと、聞こえなんだ。意味が。

○吉田委員 すいません。先ほど、この、さっきの全員協議会の後に、一議員に対して、傍聴されている方が、えらい剣幕で来て、本当にどういう状態なのかも、私も途中で入りましかども、傍聴に際しての規則っていうのは、別にきちっと名前とこれと書いていけば、防御にもなりますし、いろんな面で、これの改訂すること自体の意味合いが、先ほど幅の広い範囲で言われていましたよね、金繁委員のほうが言われていました。ここは、今回、傍聴規則については、この手続の内容についての変更ですか。確認なんですけど、これは別にする必要はあるわけですか。

○吉村委員長 局長、説明してくれる。

本多局長。

○本多事務局長 その手続について、もちろん改正ですね、今回、案といいますか、状況について説明させていただいたんですけども、その手続以外にも、その傍聴についてこういった方については控えていただきますよっていうような、内容についてもありますので、そういった部分についても触れるのかっていう辺りは、またこの協議会の中で協議していただければと思います。

以上です。

○吉村委員長 吉田委員。

○吉田委員 じゃあ、全部を含めていうことですか。全般的に規制の改定をしたってことですかね。

○吉村委員長 本多局長。

○本多事務局長 その中の内容については、この協議会の中で協議していただければと思います。

○吉村委員長 よろしいですか。はい。それでは、ほかにないようでしたら、この傍聴規則については次回にいうことで終了させてもらってよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは次に、その他に移りたいと思います。議会資料の2のとおり、研修計画の議員研修について議長のほうから提案がありました。協議依頼が議運のほうにありましたので、事務局の説明を求めます。お願いします。

本多局長。

○本多事務局長 はい。先ほど、研修事業計画の中身について、一部全協の中で触れさせていただきましたけども、全協の中で検証するというので認められましたので、その内容について、議会資料2のほうに追加をさせていただいております。一番最後の(6)の全国町村議会議長会主催議会広報研修会及び行政視察っていうことで追加させていただいているんですけども、そういったことで研修計画を変更してよろしいか協議をしていただきたいと思います。

以上です。

○吉村委員長 ただいま局長のほうから説明ありましたが、いかがでしょうか。

山下委員。

○山下委員 今の説明のとおりでいいです。はい。

○吉村委員長 山下委員から今の説明のとおりということですが、ほかに御意見ありませんか。

(「ないです」の声あり)

○吉村委員長 ないですか。はい。はい。それでは、そのとおりに決定させてもらうということで締めたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 はい、ありがとうございます。ほかに、その他何かありませんか。

はい。ないようでしたら、協議会に引き続いて、この委員会、終了いたしたいと思います。長時間御苦勞さまでした。ありがとうございました。

委員長